

令和2年第11回農業委員会総会

- 1 日 時 令和2年11月24日(火)
午前10時00分～午前10時15分
- 2 場 所 大竹市役所4階第2会議室

3 出席委員 (農業委員)

議席番号	氏名	議席番号	氏名
1	正木 静夫	6	古木 麻知子
2	石井 昌嗣	8	田中 博幸
3	東田 保夫	9	橋村 實男
4	丸小 操		
5	小川 裕希恵		

(最適化推進員)

議席番号	氏名	議席番号	氏名
	大江 達也		田中 弘明

4 (欠席委員)

議席番号	氏名	議席番号	氏名
7	島原 順二		

5 出席職員

職名	氏名	職名	氏名
事務局長	前田 新吾	事務局主幹兼農地係長	川本 義典
事務局長補佐	野島 史雄	事務局書記	早川 正二

6 議題日程 (1)

上程順序	議題番号	内 容
日程第1	議案第19号	農地法第5条の規定による許可申請について
日程第2	報告第10号	農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出の専決処理について

事務局長

ご起立ください。ただ今から、令和2年第11回大竹市農業委員会総会を開催いたします。一同、ご礼、ご着席下さい。

正木会長

本日の出席委員11名中10名で定足数に達しておりますので、これより、令和2年第11回大竹市農業委員会総会を開会いたします。

この際、本日の議事録署名委員は、大竹市農業委員会会議規則第17条第2項の規定により、会長において、8番田中博幸委員、2番石井昌嗣委員を指名いたします。よろしく願いいたします。

これより、日程第1議案第19号農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。本件について、事務局より説明を求めます。

事務局（川本）

それでは議案第19号農地法第5条の規定による許可申請についてを順位1から説明します。

議案書は2ページ、地図は4ページをご覧ください。

譲受人は御幸町の〇〇株式会社、〇〇 〇〇さん、譲渡人は元町四丁目〇〇 〇〇さんです。申請地は、大竹町大竹字周防見坂〇〇番地〇〇、地目は畑、505㎡のうち2㎡です。

順位2は、議案書は3ページ、地図は同じく4ページをご覧ください。

譲受人は同じく御幸町の〇〇株式会社、〇〇 〇〇さん、譲渡人は元町四丁目〇〇 〇〇さんです。申請地は大竹町大竹字周防見坂〇〇番地〇〇、地目は畑、836㎡のうち、3㎡です。

申請地は元町四丁目の薬師寺の山側となり、薬師寺の裏の急傾斜対策工事の擁壁・フェンスより上手が大竹町大竹字周防見坂となります。〇〇番地〇〇の南側のでっばった畑の中に電柱90号が、〇〇番地〇〇と〇〇番地の間は1メートルくらいの幅の急な上り坂になっているのですが、少し右に折れたところから15メートルほど先の〇〇番地〇〇の中に電柱89号が、また、〇〇番地の地図で「道」と書かれた位置くらいに、現在の電柱88号があるのですが、そのすぐ横に新しい電柱88号を建てる予定となっています。

6ページの設置機器図をご覧ください。電柱88号と90号は電柱と支柱を含め2㎡の占有で、89号は電柱のみで1㎡の占有となります。いずれも10年間の賃借権の設定で、賃借料は電柱2本3㎡の〇〇番地1は10年156,300円、電柱1本2㎡の〇〇番地は104,200円と伺っております。

これらは、岩国大竹道路工事に際して、89号、90号の電柱が工事に支障となることから、88号の建て替えを含めて、今年度中の移設が必要となったものです。

農地法において、電力会社が設置する電柱、電話会社が設置する電話柱は、農地に設置する場合でも、転用許可は不要で、農地所有者との賃貸借契約を届け出る形式となっていますが、当該申請の電柱は、三菱ケミカル株式会社広島事業所で発電した電気を自社の施設である水道ポンプ場に送電するためのものであることから、転用許可除外に該当せず、通常の許可申請となったものです。

なお、現地は1筆の中に階段状に段々畑として一部作付けを行っている部分があるものの、農地全てで営農しているわけではなく、果樹等を植えている部分の空いている一部を賃貸借するもので、転用について、事務局としては許可相当と考えております。以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

正木会長

続きまして、本件について地区担当委員の説明を求めます。4番丸小委員お願いします。

丸小委員

一帯は休耕地と果樹園が点在しており、外観は林みたいになっていて、隣接の農地に支障は無いと思われます。以上です。

正木会長

続きまして、本件について現地調査員の意見を求めます。8番田中委員お願いいたします。

田中委員

先ほど説明がありましたように、山と言うか、竹もかなり生えておりますし、周辺の農地に影響は無いと思います。以上です。

正木会長

本件につきまして、質疑及び意見はございませんか。
(質疑及び意見なしの声)

正木会長

質疑及び意見はなしと認めます。お諮りいたします。
本件につきまして、申請のとおり許可することに決して、ご異議ございませんか。
(異議なしの声)

正木会長

ご異議ございませんので、本件については申請のとおり許可することに決定されました。

続きまして、日程第2報告第10号農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出の専決処理についてを議題といたします。

次の届出について、大竹市農業委員会規程第8条第1項第7号の規定により、事務局長において専決処理をしたので、報告させます。本件について、事務局より報告をお願いいたします。

事務局（川本）

それでは、報告第10号について、事務局長において専決処理しましたので、ご報告いたします。

議案書は7ページ、地図は8ページをご覧ください。

譲受人は新町一丁目の有限会社〇〇、〇〇 〇〇さん、譲渡人は黒川一丁目の〇〇 〇〇さんです。届出地は黒川二丁目〇〇番〇〇、登記地目は畑、面積は355㎡です。

転用目的は、譲受人が分譲住宅を建築するためです。場所は、玖波青木線の東側、大膳川に架かる黒川橋から1軒住宅がある隣地となります。申請地周辺、玖波青木線側は、高い擁壁となっており、近隣も住宅となっています。地区担当委員さんからも、周辺は住宅であり、転用によって他の農地に支障を及ぼすことはないというご意見を

いただいております。10月23日にこの届出を受理しております。

以上でございます。

正木会長

本件につきまして、質疑及び意見はございませんか。

(質疑及び意見なしの声)

正木会長

質疑及び意見はなしと認めます。

お諮りいたします。本日議決された案件のうち、字句、数字その他、整理を要するものにつきましては、その整理を会長に委任されたいと思いますが、これに、ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

正木会長

異議なしと認めます。

よって、案件のうち字句、数字その他、整理を要するものにつきましては、その整理を会長に、委任することに決定されました。

以上をもちまして、令和2年第11回大竹市農業委員会総会を閉会いたします。

事務局長

ご起立ください。一同、ご礼。ありがとうございました。